

原子衝突学会誌 査読規程

原子衝突学会誌（以下、「本誌」）査読規程は、本誌に投稿された投稿規程 2.1～2.6 に該当する学術記事についての査読に関する規定を定めるものである。

1. 査読の目的

査読は投稿原稿が本誌投稿規程を満たし、本誌に掲載する価値のある学術記事であるかを判定することを目的とする。

2. 審査会

本誌学術記事の査読は、学会会長、編集委員会、審査員で構成される審査会により実施される。

3. 査読者

3.1 編集委員会が投稿原稿について適した査読者を原則本会会員より 1～2 名選定し、委託する。

3.2 査読者は査読により知り得た原稿内容について、著者の利益・権利を害する行為をしてはならない。

4. 査読期間

査読期間は原則 1 ヶ月程度とする。編集委員会または査読者の都合により査読期間の調整が必要な場合は、双方合意の上で設定する。

5. 審査基準

投稿規程を満たしており、学術記事として本誌に掲載する価値があるかを総合的に審査する。審査結果は原則以下の 4 種とする。

- ① そのまま掲載可
- ② 少量の修正の上、掲載可
- ③ 大幅な修正の上、再審査
- ④ 掲載不可

6. 査読結果報告

査読者は査読原稿の審査結果（前項①～④）を総評コメントを付して編集委員会へ報告する。

7. 審査結果通知

編集委員会は査読者からの審査結果を受けて審査会としての審査結果を決定し、審査結果と総評コメントを著者へ通知する。

8. 修正稿提出期限

審査結果②または③により著者が修正稿を提出する場合は、総評コメントへのレスポンスレターとあわせて、提出期限を原則 2 週間以内とする。

9. 修正稿の提出と再査読

審査結果②または③を通知後に著者が修正稿とレスポンスレターを提出した場合は、査読者へ再査読を依頼する。

10. 再査読期間

査読期間は原則 2 週間とする。編集委員会または査読者の都合により査読期間の調整が必要な場合は、双方合意の上で設定する。

11. 再査読結果報告

査読者は査読原稿の審査結果 (5. ①～④) を総評コメントを付して編集委員会へ報告する。

12. 再審査結果通知

12.1 編集委員会は査読者からの審査結果を受けて審査会としての審査結果を決定し、審査結果と総評コメントを著者へ通知する。

12.2 原則として、再審査結果通知後に再々査読は実施しない。

13. 編集委員長および学会会長承認

13.1 査読により本誌掲載が決定した原稿は、編集委員会と著者の校正を経た後、編集委員長および学会会長の承認を得てから出版される。

13.2 承認を得る際、原稿の修正依頼があった場合は、著者に確認した上で、再度著者校正を行う。

14. その他

本規程に定めがない事項については、編集委員会で検討し、学会会長の承認を得て対応することとする。

2020.10.5 改定

2022.06.30 改定